



喜多方市 景観色彩ガイドライン

平成 24 年 4 月

(平成 31 年 4 月一部改正)

はじめに

喜多方市は、会津盆地の北部に位置し飯豊連峰や雄国山麓などの山々に囲まれ、その雄大な山々を源に、阿賀川をはじめとする大小様々な河川が貫流し、四季折々の美しい景観を醸し出す風光明媚な自然を有しています。

その豊かな自然資源の恵みは、会津地方特有の田園風景を形成し、歴史や伝統文化を育み、この地域の財産である蔵に象徴されるような、喜多方らしい景観をつくってきました。

このような美しい景観は、長い営みの中で培われてきたものであり、市民共有の財産としてその価値を高め、皆で守り、活かし、新たに生活の中に創り出していくことで、景観を将来に継承していくことが重要です。

そのため本市では、『飯豊連峰に抱かれた田園や歴史文化と人が共生する景観づくり』を基本理念として、景観法に基づく『喜多方市景観計画』を策定し、景観づくりに関わる全ての皆さまが身近なところから郷土の良さを知り、各地域で魅力ある景観づくりを進めることができるように取り組んできました。

この『喜多方市景観色彩ガイドライン』は、景観計画の方針に則し、景観づくりにおいて重要な要素である色彩について基本的な事項を整理し、本市の景観特性に調和した建築物等の望ましい色彩や配色のヒントなど、色彩に関する具体的な考え方や基準を示すものです。

本ガイドラインは、喜多方市において景観形成に関わるすべての方々が、色彩についての理解を深め、より美しく魅力的な景観づくりに取り組んでいただくためのものです。



目 次

1. 色彩ガイドラインの目的と活用方法	1
1-1. ガイドラインの目的	1
1-2. ガイドラインの活用方法と対象	2
2. 色彩景観の基礎知識	2
2-1. 色相・明度・彩度とは？	2
2-2. マンセル表色系とは？	3
3. 喜多方市の特性	4
3-1. 本市の景観特性	4
3-2. 建築物等の色彩特性	6
Topic：色彩調査の方法	7
4. 美しい色彩景観づくりを行うための基本的な考え方	8
4-1. 秩序ある色彩	8
4-2. 普遍的な色彩	8
4-3. 場の特性に応じた色彩	9
Topic：喜多方市の伝統的建材 ～三津谷の瓦・煉瓦～	9
4-4. イメージを効果的に活用した色彩	10
4-5. 規模や形態、素材を活かした色彩	10
5. 色彩基準	11
5-1. 色彩基準設定のための視点	11
5-2. 色彩特性に即した地域区分	12
5-3. 色彩基準の適用除外の考え方	13
Topic：色の経年変化	13
5-4. 色彩基準	14
Topic：色彩基準に適合した色彩例について	18
Topic：屋外広告物の調和について	19
6. 継続的な色彩景観づくりに向けて	20
6-1. 地区単位での色彩景観づくりの進め方	20
6-2. 歴史・文化を活かした色彩景観づくりへの取り組み	21

1. 色彩ガイドラインの目的と活用方法

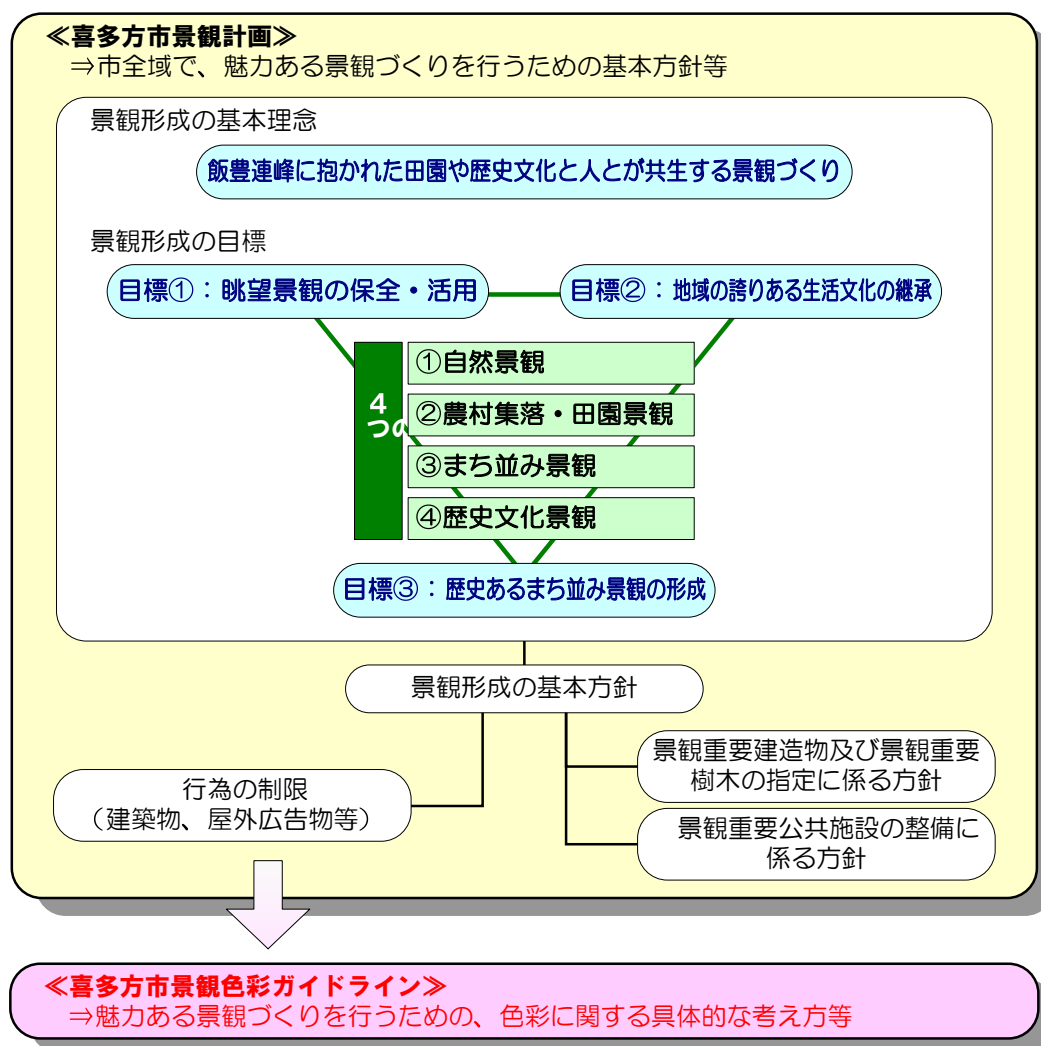
1-1. ガイドラインの目的

本市は、景観法に基づく良好な景観を形成するための具体的施策を実施していく自治体として、平成 21 年 7 月に景観行政団体となりました。

その後、平成 22 年 4 月に景観法に基づく喜多方市景観計画及び喜多方市景観条例を施行し、『飯豊連峰に抱かれた田園や歴史文化と人とが共生する景観づくり』を基本理念として、魅力ある景観づくりを進めています。

魅力ある景観づくりを進めていくうえで、建築物等の色彩は重要なポイントとなります。市街地では、まち並みを形成する建築物同士の調和、農山村集落地では、多様な自然と建築物等の調和などにより、地域特性に応じた魅力ある景観づくりが可能となります。

本ガイドラインは、景観計画で示された『色彩の考え方』をより具体的にするため、本市の景観特性と調和した色彩を示し、景観計画における届出対象行為に対する色彩の指針として、また届出対象以外の行為についても色彩検討の手引きとしての役割を担うものです。



【色彩ガイドラインの位置づけ】

1-2. ガイドラインの活用方法と対象

建築物の新築や増改築、屋外広告物等の設置や改修などを行う場合に、本ガイドラインで示す色彩の考え方を基に、色彩選定の参考としていただきます。

➤ガイドラインの対象地域

喜多方市全域とします。

➤ガイドラインの対象施設

市内の全ての建築物、屋外広告物、サインやベンチ等の工作物を対象とします。

➤ガイドラインの対象者

本ガイドラインは、事業者、設計者、施工者など建築物等の建設に関わる方や公共施設を整備する国や地方自治体だけではなく、市内の景観づくりに携わるすべての方を対象とします。

2. 色彩景観の基礎知識

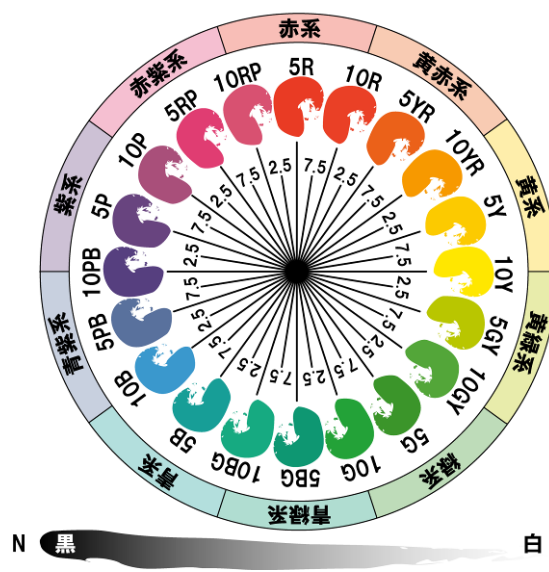
2-1. 色相・明度・彩度とは？

➤色相とは？

赤や青といった、色合いの違いを表現したものです。

マンセル表色系では、R（赤）、Y（黄）、G（緑）、B（青）、P（紫）の基本5色と、その中間色相 YR（黄赤）、GY（黄緑）、BG（青緑）、PB（青紫）、RP（赤紫）を置き、計 10 色相に区分されます。

また、白や灰、黒などは無彩色と言い、N（neutral の頭文字）と表現されます。



【色相】

➤明度とは？

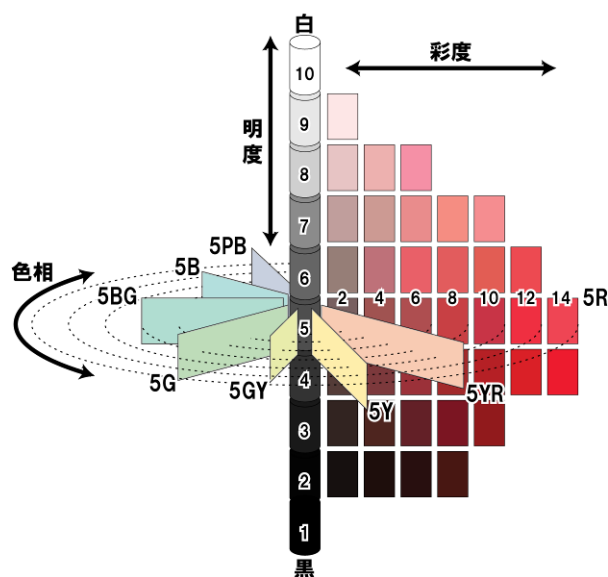
色の明るさを 0 から 10 ままで表現したものです。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなります。

明度や彩度は、低・中・高の3つに区分することがあります。この区分は、明確な範囲は規定されていませんが、本ガイドラインでは、概ね下記の範囲を目安としています。

色相：R・RP・Y・YR 系の場合				
		彩 度		
		～4	4～6	6～
明 度	8～	高明度	高明度	高明度
		低彩度	中彩度	高彩度
	5～8	中明度	中明度	中明度
		低彩度	中彩度	高彩度
	～5	低明度	低明度	低明度
		低彩度	中彩度	高彩度

色相： GY・G・BG・B・PB・P 系の場合				
		彩 度		
		～2	2～4	4～
明 度	8～	高明度	高明度	高明度
		低彩度	中彩度	高彩度
	5～8	中明度	中明度	中明度
		低彩度	中彩度	高彩度
	～5	低明度	低明度	低明度
		低彩度	中彩度	高彩度

マンセル表色系は、表示の方法が簡単で、色を直感的にイメージしやすいことから、塗料の色表示や工業製品の色彩設計などで普及しています。



【マンセル値の表記例】

	5R	6	/	8
	色相	明度		彩度

3. 喜多方市の特性

3-1. 本市の景観特性

山並みに囲まれた会津盆地の北部に位置する本市は、北西に雄大な飯豊連峰、東には磐梯山の頂を望む雄国山麓が広がる、豊かな自然に恵まれたまちです。

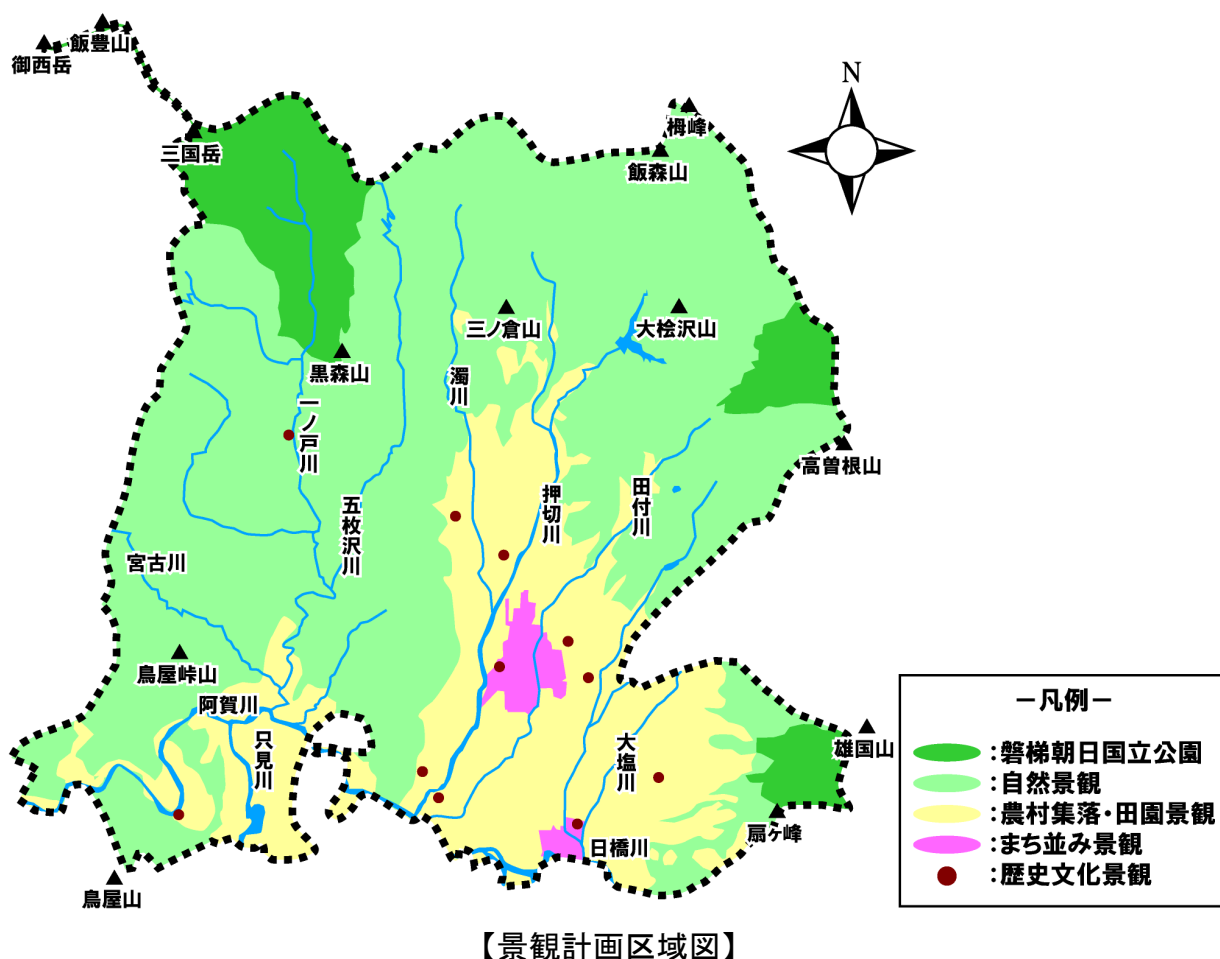
喜多方駅や塩川駅の周辺に市街地が位置し、市街地を囲むように田園・農村集落が分布し、市域東部、西部、北部地域を中心に山林が広がっています。

市街地には比較的新しい建築物が多く見られますが、極端に派手な色彩は少なく、生垣や庭木、街路樹などの緑も多いことから、落ち着いたまち並み景観を形成しています。

一方、市街地を囲む自然景観は、山々の木々や稲穂など、日々刻々と変化をしながら、季節ごとに様々な表情を見せてくれます。また、農山村集落には伝統的な住居が多く見られ、自然と地域の歴史・文化が調和したまち並み景観を形成しています。

また、市街地や農山村集落にかかわらず、市内の各所に酒蔵や店蔵、座敷蔵など多種多様な蔵が見られるほか、熊野神社長床や願成寺に代表される寺社や各地に点在する史跡など、歴史文化資源が多いことも特徴です。

景観計画では、『自然景観』『農村集落・田園景観』『まち並み景観』『歴史文化景観』の4つを景観づくりの柱とし、目標や方針を定めています。





熱塩加納 大平



山都 一ノ木



山都 宮古

【自然景観の区域】



喜多方 三津谷



喜多方 治里



喜多方 七本木・上原



熱塩加納 熱塩温泉



高郷 荻野



高郷 西羽賀

【農村集落・田園景観の区域】



喜多方 喜多方駅周辺



喜多方 ふれあい通り



喜多方 小田付



喜多方 西部土地区画整理事業地



塩川 新町・中町



塩川 諏訪町

【まち並み景観の区域】

3-2. 建築物等の色彩特性

市内の建築物は、全体的に黒や白の無彩色、赤や黄赤の暖色系の色相で、落ち着いた色彩が多く用いられているのが特徴です。

また、田畑や山林に囲まれた集落部と市街地部で異なる色彩特性を持っており、それぞれで魅力ある色彩づくりを進めていく必要があります。

	色彩特性の概要
市域全体	➤外壁や屋根に N（無彩色）や R（赤）～YR（黄赤）の暖色系色相が多く用いられています。 ➤外壁は高明度、屋根は低明度で、いずれも低彩度の落ち着いた色彩が多く用いられています。
田畑や山林に囲まれた集落部	➤旧来の住宅に代表される漆喰壁（白）や塗装された金属板屋根（茶や青）など、外壁に無彩色で高明度の色彩や、屋根に B（青）～PB（青紫）系の寒色系色相並びに R（赤）系色相で中彩度の色彩が多く見られます。
市街地部	➤ふれあい通りや小田付では、蔵など歴史的建造物に代表される漆喰壁（白）のほか、赤瓦（茶）、レンガ（茶）、木材（濃茶）などの R（赤）系の色彩が多く用いられています。 ➤県道喜多方河東線・国道 121 号沿道では、店舗の外壁や屋外広告物に様々な色彩が用いられており、派手な色彩も多く見られます。

					
外壁：N3	屋根：7.5R4/8	外壁：N7.5	屋根：2.5B5/4	外壁：N9	屋根：10BG6/8
【田畑や山林に囲まれた集落部】					

					
外壁：5Y8.5/0.5	屋根：5YR4/4	外壁：N9	屋根：10R3/6	外壁：5R9/0.5	看板：10YR7.5/14
【市街地部】					

※ 上記の色彩は、印刷物であるため実際のマンセル値と異なる場合があります。

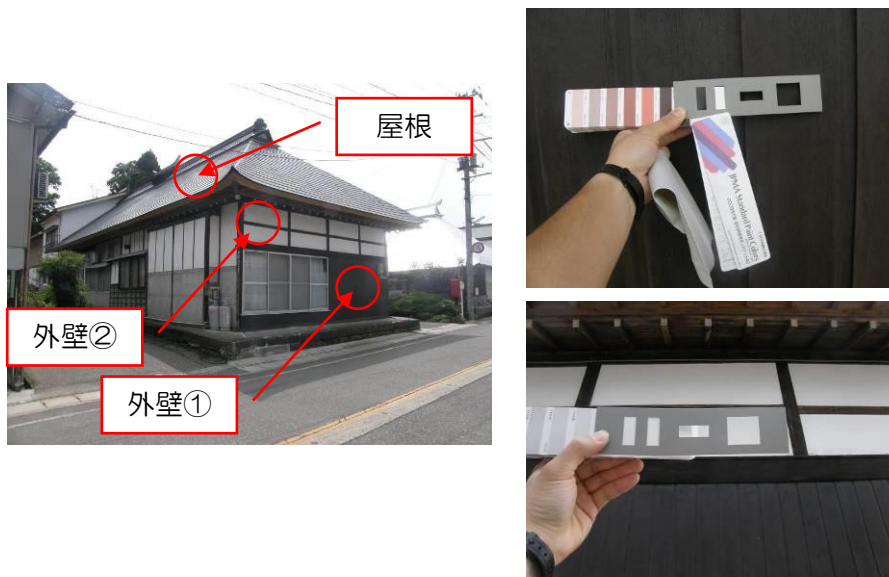
Topic：色彩調査の方法

建築物等の色彩を調査する一般的な方法として、測色する対象物に色票集（塗料サンプル）を近接させ、目視により調べる方法があります。

本ガイドラインの色彩基準は、市街地や農山村集落など、様々な特徴の場所から抽出した、738 件の建築物等の色彩調査結果（平成 22 年度に実施）に基づいて設定しています。（※調査方法は前述の方法により実施）



【色票集（塗料用標準色：日本塗料工業会）】



➤測色を行う部分に対し、直接色票を当てたり、なるべく近くまで寄って測色を行います。

【色彩調査の方法】

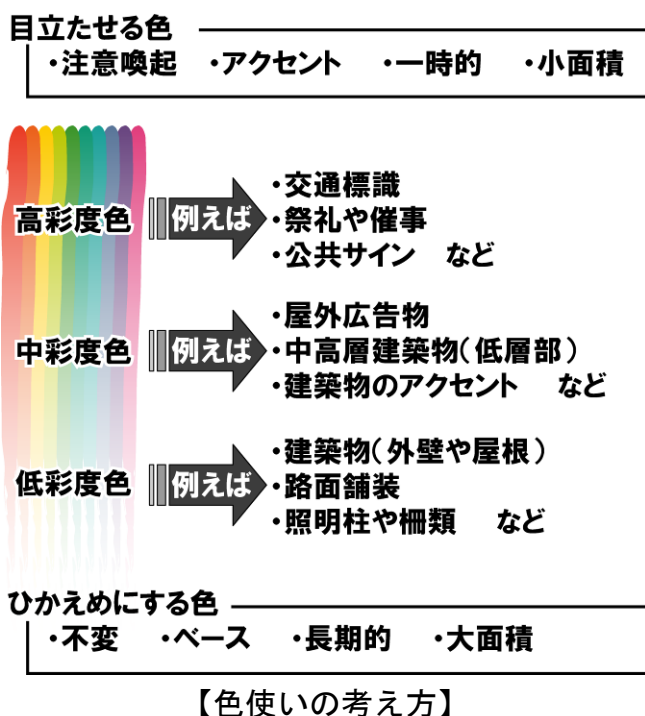
4. 美しい色彩景観づくりを行うための基本的な考え方

4-1. 秩序ある色彩

建築物等の色彩を考える際は、『目立たせるもの』か『控えめにするもの』かを考え、周辺の景観との秩序を保つことが大切です。

一般に、注意喚起のための交通標識、注視性を求められるイベント時の看板など、小面積のものや一時的に使用するものについては、高彩度の色彩を用います。

一方、建築物等は景観要素のベースとして、緩やかで周囲に馴染ませることが重要です。

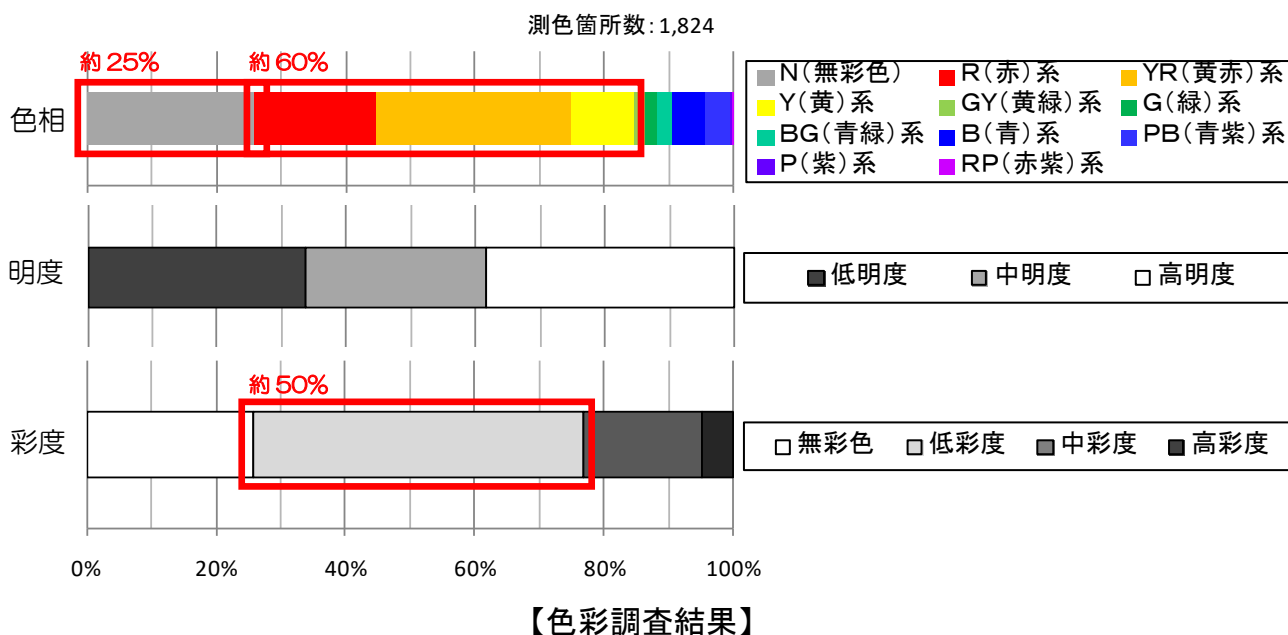


4-2. 普遍的な色彩

市内の建築物等は、無彩色や暖色系で低彩度の落ち着いた色彩がベースとなっていることがわかりました。

これは、建築物等にも慣例的に用いられている色彩があるということであり、この色彩はこれまでの歴史の中で、美しさや機能性、経済性などの観点から長い時間をかけて洗練されてきた合理的な色彩であると言えます。

周辺の色彩景観と調和を図りながら、耐久性に優れた飽きのこない外観をつくることが重要です。



4-3. 場の特性に応じた色彩

建築物等の色彩は、慣例的に用いられる色彩がありますが、その範囲の中でも明るさや鮮やかさを使い分けることで、地域の特性や用途等にふさわしい外観を作り出すことが可能です。

例えば、蔵が多く立地する歴史的なまち並みでは、地域で用いられている伝統的な建築工法、材料などを採用することで、風格ある色彩景観づくりが可能となります。

また、商店街や沿道商業が立ち並ぶ商業地では、客の目を引くような派手な色彩を多く使用することで、騒然となりがちです。周囲の景観との調和を図りつつ、アクセントとして小面積で派手な色彩を使用するなど、心地よい賑わいを創出する工夫をすることが重要です。



【伝統的な建材：瓦、漆喰、木材】

Topic：喜多方市の伝統的建材 ～三津谷の瓦・煉瓦～

本市の伝統的な建材の一つとして、登り窯で焼かれた『三津谷の瓦・煉瓦』が挙げられます。

登り窯とは、陶磁器を大量生産するために、斜面上の地形に複数の炉が階段状に連結された形状の窯のことで、明治初期に各地で普及していましたが、瓦・煉瓦製造のための登り窯は、現在では三津谷地区に残るものが国内唯一とも言われています。

三津谷は、燃料となる赤松が豊富に生育し、瓦や煉瓦の原料となる土壌も粘土質で豊富に採れる土地であったため、当地で製造が開始されました。

通常の瓦・煉瓦は多孔質であり、冬季に水分を多く含むと凍結時に膨張し、破損が生じるものでした。しかし、三津谷の瓦・煉瓦は、表面に釉薬を使用して焼き上げることで水の浸透を防ぎ、冷害に強く、本市の気候に適した建材として使用されてきました。



【登り窯】



【煉瓦蔵】

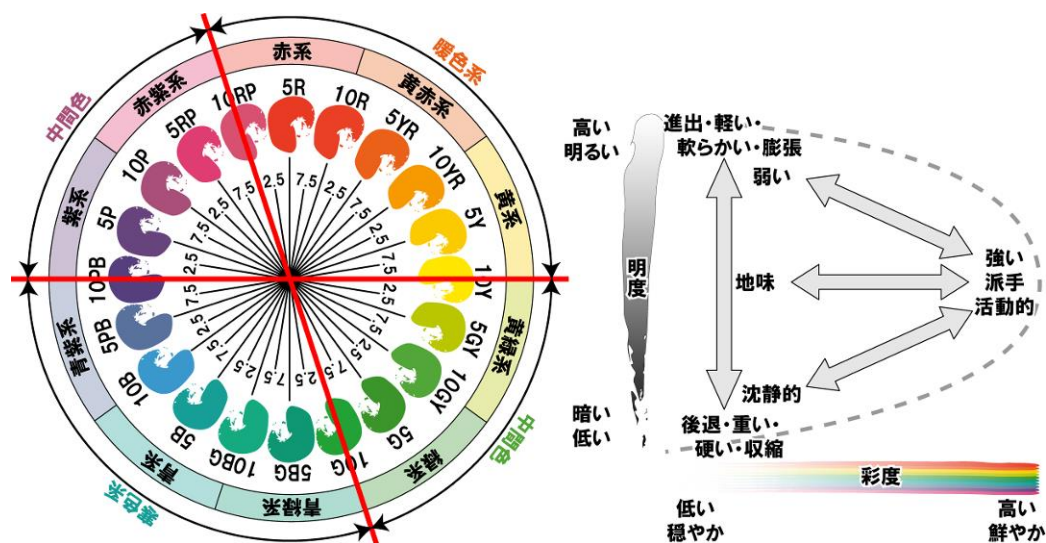
4-4. イメージを効果的に活用した色彩

色彩には『暖かい⇔冷たい』『軽い⇔重い』など、その色彩が与える共通のイメージがあり、地域のイメージと合致しないと感じる色彩は避ける必要があります。

一方、色彩の持つイメージに期待をしすぎると、建築物等に慣例的に用いられている色彩から大きく逸脱した色彩を用いてしまうことも考えられます。

色彩景観づくりは、施設単体で形成されるものではないため、個々のイメージを強調する前に、その場が持っているイメージを尊重することが重要です。

また、色彩は素材感と一体となって捉えられることが多いため、素材の選択にも注意が必要です。

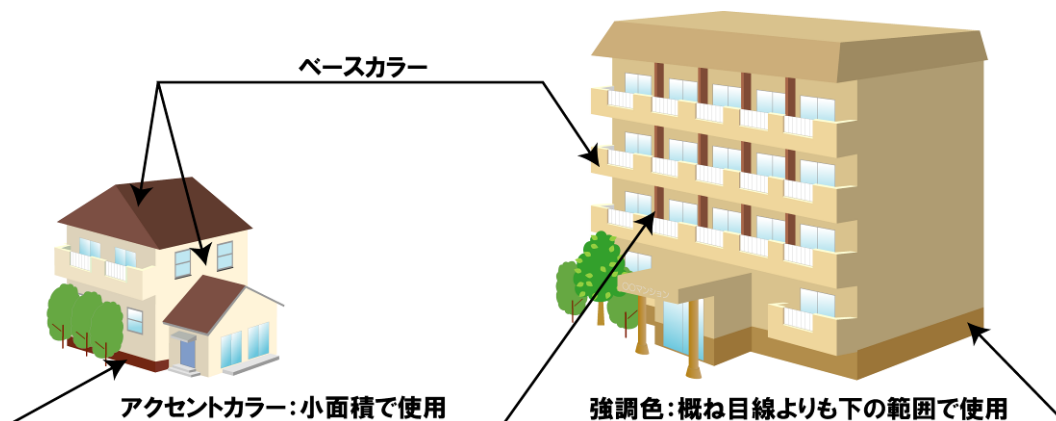


【色彩の持つイメージ】

4-5. 規模や形態、素材を活かした色彩

色彩は、使用される面積が大きくなると、派手な色や暗い色はその特徴がより顕著になります。そのため、大規模な建築物等については、威圧感の少ない落ち着いた色彩を用いることが重要です。

また、強調色やアクセントカラーなど、建築物等の形態や部位に応じて色彩や素材を使い分けることで、外観に特徴や表情をつけ、より美しく見せることが可能となります。



【色彩の使い分けの例】

5. 色彩基準

5-1. 色彩基準設定のための視点

喜多方市景観計画では、良好な色彩景観づくりを行っていくため、景観に影響を与える一定規模以上の建築物や工作物を対象とした『色彩の考え方』を定めています。

本ガイドラインは、景観計画における『色彩の考え方』に則した下記の視点により、建築物同士の調和や多様な自然との調和に配慮した、地域特性に応じた魅力ある景観づくりを進めていきます。

景観 『色彩』	建築物	①建築物の色彩・色調は極端に派手な色彩の使用は避け、周辺のまち並みや自然環境と調和した色彩とする。
		②周囲の建物等と対比的な色彩を使用する場合は、周囲の色彩との調和に配慮し、対比的な色彩の面積が過大にならないように配慮する。
		③設備機器、屋上工作物等の色彩は、建築物本体及び周囲の景観との調和に努める。
	工作物	①工作物の表面には、けばけばしい色彩等の不快感を与える色彩を使用せず、四季を通じて周囲のまち並みや自然環境と調和した、落ち着いた色彩を基調とする。
		②工作物の表面の一部に周囲の色彩と対比的な色彩を使用する場合は、周囲の色彩との調和に配慮し、対比的な色彩の面積が過大にならないように努める。

『色彩の考え方』に則した色彩基準

視点①：暖色系を基調とした、落ち着いた心地よい色彩基準の設定

- 多くの建築物で使用されている「暖色系の色彩」を中心とした色彩基準とし、その他の色相では慎重な色彩選択を促します。

視点②：市街地を囲む豊かな自然環境と調和した色彩基準の設定

- 四季折々に色づく自然景観と調和した色彩景観づくりを行っていくため、自然の鮮やかさを超えない、低彩度の色彩を中心とした基準とします。

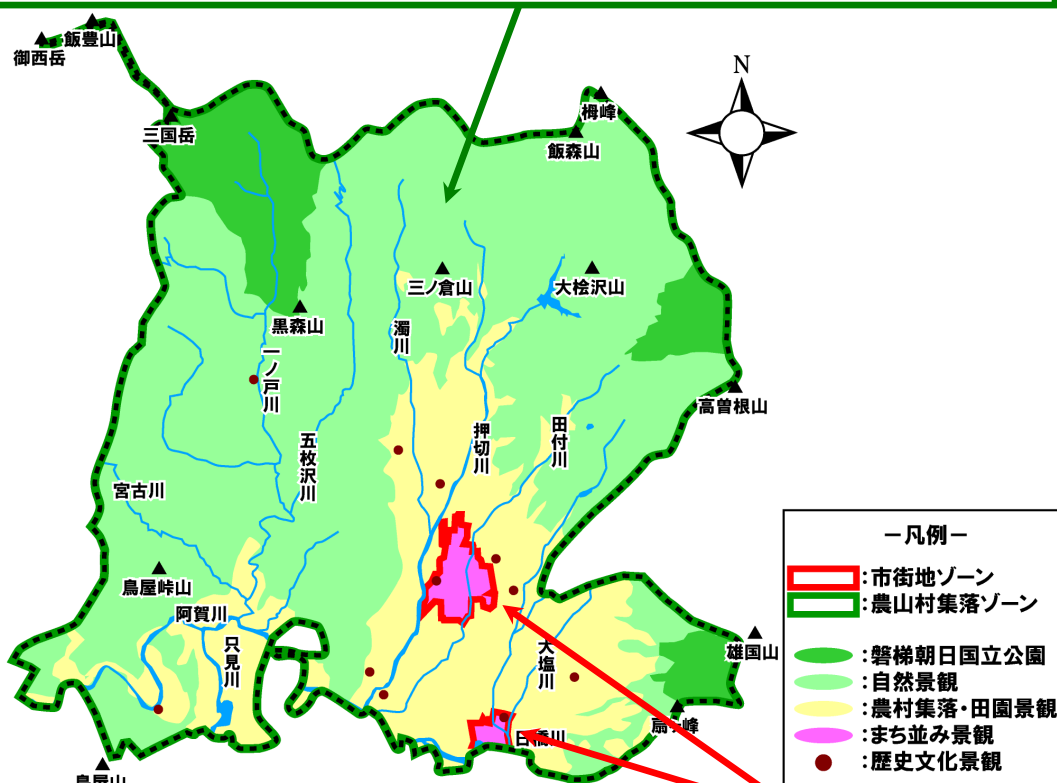
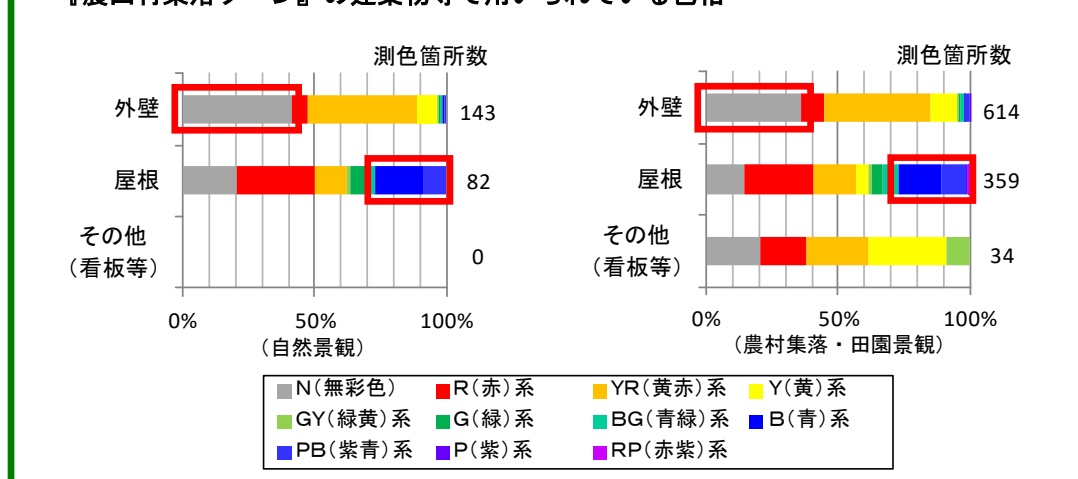
視点③：地域の歴史・文化を尊重した色彩基準の設定

- 漆喰や土、煉瓦など多種多様な蔵、農山村の営みなど、喜多方の歴史・文化を尊重した、落ち着いた心地よい色彩づくりを推奨します。

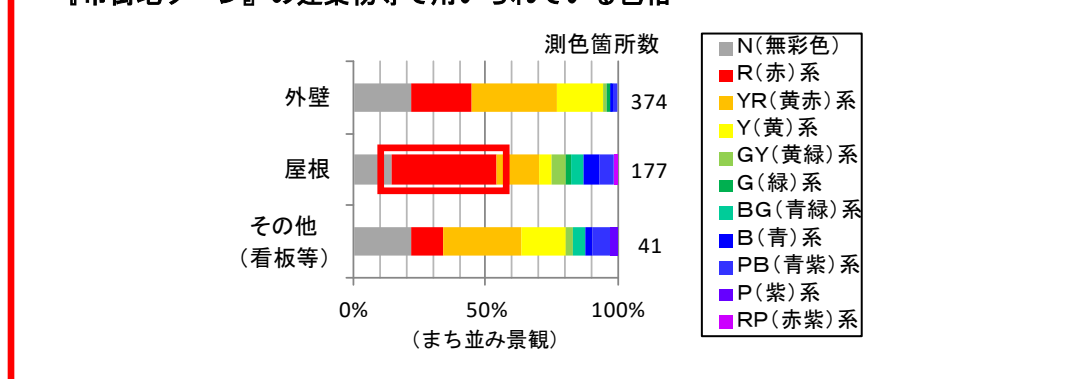
5-2. 色彩特性に即した地域区分

色彩基準は、景観計画に位置付けられた景観づくりの4つの柱のうち、面的広がりを持つ『自然景観』『農村集落・田園景観』『まち並み景観』の色彩特性から、『農山村集落ゾーン』及び『市街地ゾーン』の2区分ごとに定めます。

『農山村集落ゾーン』の建築物等で用いられている色相



『市街地ゾーン』の建築物等で用いられている色相



【色彩基準設定の区域区分】

5-3. 色彩基準の適用除外の考え方

以下に挙げるような地区や建築物等は、本ガイドラインの色彩基準から、適用が除外されます。

➤独自の色彩景観づくりが進められている地区

景観形成重点地域、地区計画や建築協定などにより、独自の色彩景観づくりのルールが定められている地区は、市全体における色彩景観のバランスを考慮しつつ、地域独自のまちづくりが進められるように配慮します。

➤他法令で色彩が規定されているもの

主に安全性や識別性の確保のため、他の法令によって色彩が規定されているものについては、当該法令に則した色彩を用いるものとします。

➤自然素材や伝統的な工法を用いたもの

木材、石材、漆喰や土壁などの自然素材は、経年変化によって風格のある穏やかな色調に変色することが多いことから、施工時の素材色が色彩基準の範囲に含まれない場合でも使用を可能とします。

また、地域の歴史・文化を尊重するため、伝統工法を用いた建築物等には色彩基準に含まれない色彩の使用を可能とします。

➤その他、景観審議会が認めたもの

創造的なデザインによって、周辺の景観を先導する質の高い外観が形成されているものや既に地域のランドマークとして住民に親しまれているものの塗り替えなどで、色彩基準に適合しない色彩を用いた場合でも、十分な合理性があるものとして、景観審議会が認めたものは、色彩基準に含まれない色彩の使用を可能とします。

Topic : 色の経年変化

自然の中には、何百年も生きた存在感のある大木、水の流れに浸食された凹凸のある岩肌など、長い年月の中で生まれる風格や美しさがあります。

建築物も自然素材を用いると、美しく老いていきます。竣工時には持たない風格が歳月と共に増していき、多くの人に親しまれるものとなります。



【経年変化による色の変化（腰板の例）】

5-4. 色彩基準

①農山村集落ゾーン

➤色彩誘導の基本方針

田畑や山林など、季節に応じて美しく変化する自然に囲まれたゾーンです。

ゾーン内の集落には、平屋の伝統的な住居が多く、蔵も点在しており、農山村集落の文化を感じることができます。

低層建築物が多く、旧来の住宅は漆喰や木材などに代表される自然素材を使用しており、落ち着いた色彩景観となっています。

本ゾーンでは、以下のような方針に基づいて色彩景観づくりを行います。

- ・ 田畑や山林など、自然景観と調和した色彩景観
- ・ 農山村集落の営みを継承する色彩景観

➤配色のポイント

◆季節ごとに変化する自然景観に配慮する

集落を取り囲む豊かな自然と調和し、自然の色にとけ込むような色彩を用いることが大切です。四季を通じて違和感のないよう、低彩度で控えめな色を用いることが重要です。

また、R（赤）～Y（黄）といった暖色系の穏やかな色彩を用いることで、新緑の季節など、鮮やかに色づく緑を引き立たせることもできます。

壁面と屋根面の色彩を同系の色相で組み合わせ、単体の建築物としてバランスを保つとともに、背景の自然と調和させることも効果的です。



【背景の自然に配慮した建物色彩の例】

◆小面積でも、鮮やかな色彩は使用しない

自然に囲まれた場所では、小面積でも鮮やかな色彩が目立ち、自然との調和を図ることが難しくなります。

高彩度で鮮やかな色彩の使用は、最小限に抑えることが重要です。

◆勾配のある地形にも配慮する

山村集落などの建築物は、丘陵など高いところからの眺望景観の対象となる場合があります。

屋根の色は、背景となる田畑や山林などの自然と調和するように、低明度で低彩度の色を用いることが大切です。

◆伝統的な建築物を尊重し、風格あるまち並みの形成に配慮する

集落には旧来の住宅が多く見られ、これらは農山村集落の営みを感じさせる伝統的な建築物と言えます。

農山村集落の歴史や文化を尊重し、漆喰や木材、石材などの伝統に培われてきた地域特有の素材を使用することが大切です。

また、現在の住宅建築等に見られる茶や青の金属板屋根は、色彩基準外の鮮やかなものもあります。これらの鮮やかな色の屋根は農山村集落の特徴であり、色彩基準に依らず使用を可能としますが、背景の自然と調和するように、改修や塗り替え時には低明度で低彩度の色を用いるよう、配慮することも大切です。



【農山村集落の風景】

◆まち並みや自然に配慮した工作物等とする

鮮やかな色を多色使いしたものや大面積で用いたものなどは、注視性は高くても、まち並みや市街地を取り囲む自然にとって騒がしい色になる場合があります。

工作物等の色彩は、周囲の景観との調和を考慮し、色彩表現が過剰にならないようにすることが重要です。

特に、季節に応じて美しく変化する自然に囲まれた本ゾーンの屋外広告物は、高彩度で鮮やかな色彩の使用を避け、灰・白や茶・白など、シンプルで落ち着いたもののあるものとする事で、自然と調和した好感の持てるものとなります。

➤色彩基準

建築物の外壁や屋根など、大面積で使用する色彩について、以下のとおり基準を定めます。

強調色やアクセント色などの小面積での色使いや、屋外広告物やサインなどの工作物等でも、本基準を参考としてください。

【農山村集落ゾーンの色彩基準】

	色相	明度（推奨）	彩度
外壁	R、YR、Y系色相	・高明度で明るく軽快な色彩を推奨	4.0 以下
	その他の色相		2.0 以下
屋根	R、YR、Y系色相	・低～中明度で、壁面色とバランスのとれた色彩を推奨	4.0 以下
	その他の色相		2.0 以下

②市街地ゾーン

➤色彩誘導の基本方針

住宅・商業・工業など、本市の賑わいや活力の中心となっているゾーンです。

ゾーン内には、ふれあい通りや小田付など、土蔵や煉瓦蔵に代表される歴史的建造物も多く、本市の歴史・文化を感じることができます。

比較的低層の建築物が多く、街路樹や坪庭、市街地を取り囲む自然景観などにより、全体的に落ち着いた色彩景観となっています。

本ゾーンでは、以下のような方針に基づいて色彩景観づくりを行います。

- ・ 暖かく落ち着いたまち並みの色彩景観
- ・ 喜多方の蔵文化を継承する色彩景観

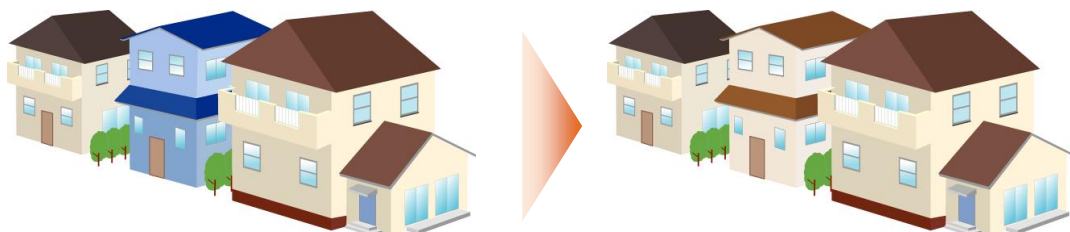
➤配色のポイント

◆飽きのこない落ち着いた色使いやまち並みの連続性に配慮する

住宅地は日常生活の場であるため、鮮やかで目立つものではなく、飽きのこない落ち着いた色使いとすることが重要です。

外壁など人の目に入りやすい部分の色彩は、明度の高い色彩を用いることで、明るく軽快なまち並みとなります。

また、周りの建築物の色彩に協調させ、まち並みとして連続性に配慮することも大切です。



【連続性に配慮したまち並みの例】



【類似した色相や明度・彩度を用いた調和】

◆強調色を効果的に使い、壁面にアクセントをつける

外壁と同色相の強調色を小面積で用いることにより、建築物の表情に変化をつけることも効果的です。

◆伝統的な建築物を尊重し、風格あるまち並みの形成に配慮する

蔵が多く建ち並ぶ地区では、伝統的な建築物との調和を図るため、漆喰、木材、石材や和瓦などの自然素材を適宜使用することで、風格のあるまち並みが作られていきます。

自然素材を使用しない場合でも、これらの伝統的な建築物に配慮した色彩を用いることが大切です。



【尊重すべき建築様式の例】

◆まち並みや自然に配慮した工作物等とする

鮮やかな色を多色使いしたものや大面積で用いたものなどは、注視性が高くなるものの、まち並みや市街地を取り囲む自然にとっては、騒がしい色になる場合があります。

工作物等の色彩は、周囲の景観との調和を考慮し、色彩表現が過剰にならないようにすることが重要です。

特に、蔵が多く建ち並ぶ地区の屋外広告物は、伝統的な建築物との調和を図るため、使用する色数は 2～3 色程度とし、建築物と一体的でバランスの取れたものが望まれます。



【建築物と調和した屋外広告物の例】

➤色彩基準

建築物の外壁や屋根など、大面積で使用する色彩について、以下のとおり基準を定めます。

強調色やアクセント色などの小面積での色使いや、屋外広告物やサインなどの工作物等でも、本基準を参考としてください。

【市街地ゾーンの色彩基準】

	色相	明度（推奨）	彩度
外壁	R、YR、Y 系色相	・高明度で明るく軽快な色彩を推奨	6.0 以下
	その他の色相		2.0 以下
屋根	R、YR、Y 系色相	・低～中明度で、壁面色とバランスのとれた色彩を推奨	6.0 以下
	その他の色相		2.0 以下

Topic：色彩基準に適合した色彩例について

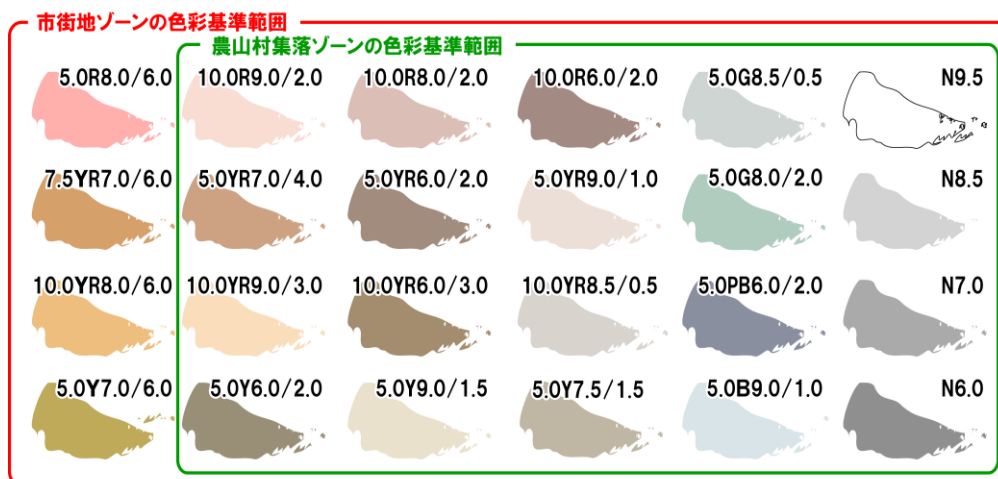
農山村集落ゾーン及び市街地ゾーンの色彩基準に適合した色彩の一例は、以下のとおりです。

色彩基準内には多数の色彩があります。色彩の選定でお困りの場合は、『喜多方市役所建設部都市整備課』までお気軽にご相談ください。

【色彩基準】

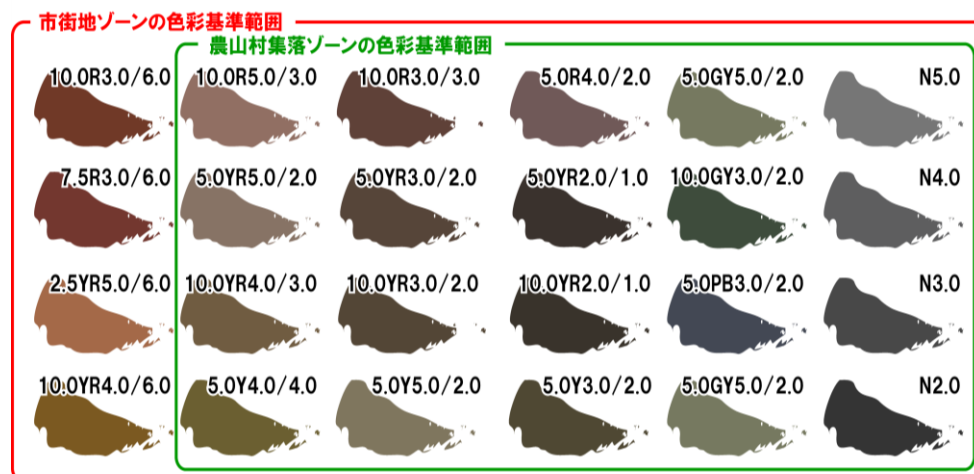
		色相	明度（推奨）	彩度
農山村集落ゾーン	外壁	R、YR、Y系色相	・高明度で明るく軽快な色彩を推奨	4.0 以下
		その他の色相		2.0 以下
	屋根	R、YR、Y系色相	・低～中明度で、壁面色とバランスのとれた色彩を推奨	4.0 以下
		その他の色相		2.0 以下
市街地ゾーン	外壁	R、YR、Y系色相	・高明度で明るく軽快な色彩を推奨	6.0 以下
		その他の色相		2.0 以下
	屋根	R、YR、Y系色相	・低～中明度で、壁面色とバランスのとれた色彩を推奨	6.0 以下
		その他の色相		2.0 以下

【色彩基準に適合した外壁色彩の例】



※ 上記の色彩は、印刷物であるため実際のマンセル値と異なる場合があります。

【色彩基準に適合した屋根色彩の例】



※ 上記の色彩は、印刷物であるため実際のマンセル値と異なる場合があります。

Topic：屋外広告物の調和について

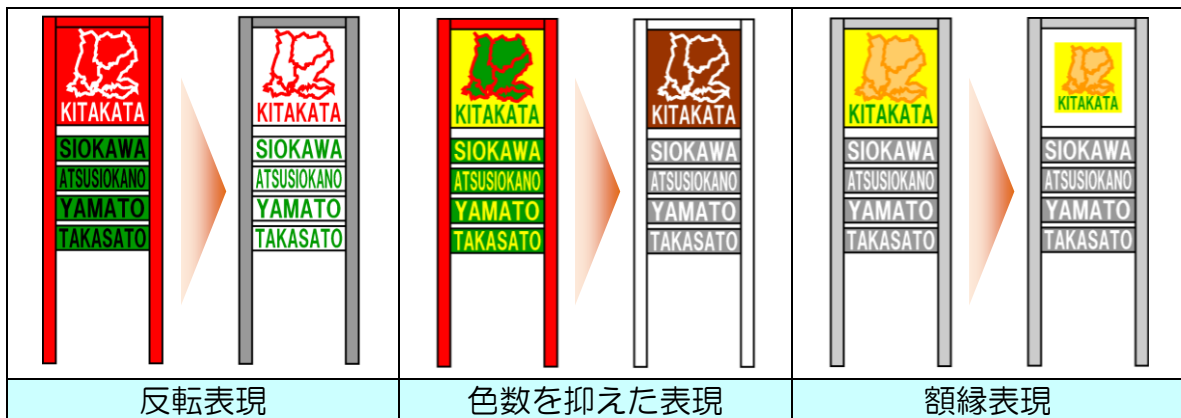
屋外広告物は、まち並みの色彩景観を構成する重要な要素のひとつです。

比較的彩度の高い色彩を用いる場合でも、使用する面積はできるだけ小さくし、色使いに工夫をすることで、周辺景観とも調和した美しい屋外広告物とすることが大切です。

また、電飾を用いた屋外広告物を使用する場合においても、むやみに明るくしたり、派手なものは極力避ける配慮も大切です。

現在、屋外広告物は福島県屋外広告物条例の基準により、特に美観風致を保全する地域で彩度 8 以下、周辺景観との調和を図る地域で彩度 12 以下に規制されています。今後は、より良い色彩景観づくりを進めていくためにも、屋外広告物の設置について、具体的な色彩基準や大きさ、形態、意匠など、本市独自のルールを検討していく必要があります。

【景観に配慮した色彩の使用例】



- ・表示サイズを統一（1600x800）
- ・表示面は景観に配慮し暗地ベースとする
- ・全高は景観に配慮し1800以下とする

- ・表示サイズを統一（絵は250x250）
- ・表示面は景観に配慮し暗地ベースとする（車両系とイメージの共通化）
- ・高さは歩行者系サイン・施設誘導サインBとの併設の可能性を考慮し同じ高さとした



車両を対象とした広告物（例）
幹線道路上交差点に設置、車道から認識できる
集合看板（一般広告）

歩行者を対象とした広告物（例）
路地入り口に設置するラーメン集合看板
路地上のラーメン店を掲載（一般広告）

※出典：喜多方市街地部サイン計画 整備計画書（平成 23 年 6 月 福島県喜多方建設事務所）

【景観に配慮した屋外広告物の実施例】

6. 継続的な色彩景観づくりに向けて

6-1. 地区単位での色彩景観づくりの進め方

魅力的なまちづくりを進めていくためには、自分達の住んでいる地区の住環境を守り、育てていくことを考え、子供から大人まで、皆が愛着を持てる地区としていくことが大切です。

その方法として、地区単位で独自のまちづくりを考え、独自の色彩ルールを定めることもできます。地区単位で独自のまちづくりを進めていく場合は、その地区に住むすべての人が将来像を共有し、合意形成を図りながらルールづくりなどを行っていくことが重要です。

ステップ1：地区を見る・知る

見慣れたまち並みも、改めてよく見ると気づくことがたくさんあります。

例えば・・・

- ・地区内でよく使われている色
- ・まち並みの中でやたらと目立つ色
- ・真似してみたいと思う色使いのもの
- ・生垣や庭木の緑、花壇などの植栽があるところ、ないところ
- ・歩きやすいところ、危ないところ
- ・ゴミがよく落ちていているところ

色彩に関わるものだけではなく、少しでも気になったことを挙げてみるのが大切です。

地区を見るときは、歩いて回るだけではなく、可能であれば高いところから見たり、他の地区と比較しながら見ることも有効です。

ステップ2：守りたいところ、改善したいところを考えてみる

地区を見て気付いたことを、地区の皆で共有し、守りたいところや改善したいところを考えます。

自分達の住む地区が、より良くなって、子供達も住み続けたいと感じるような理想像について意見を出し合うことが大切です。

ステップ3：地区の将来像に向けた取り組みやルールを考える

地区の将来像に向け、色彩の具体的なルールを考えます。

本ガイドラインで示している基準色のほか、地区内にふさわしくない色を禁止したり、地区の個性を引き立たせるために推奨する色を決めることも有効です。

色彩に関わるルールのほかにも、将来像に向けて様々なことを考えることも大切です。

例えば・・・

- ・敷地の境界には生け垣を中心に用いる
- ・高層の建築物はいらない
- ・屋根は傾斜屋根とする
- ・街灯は〇〇時まで点灯する

地区単位で独自のまちづくりを進めていくためには、本ガイドラインのような景観法に基づくルール決めのほか、都市計画法に基づく地区計画、建築協定や緑地協定等の各種まちづくり協定など、様々な方法があります。

6-2. 歴史・文化を活かした景観形成・色彩景観づくり等への取り組み

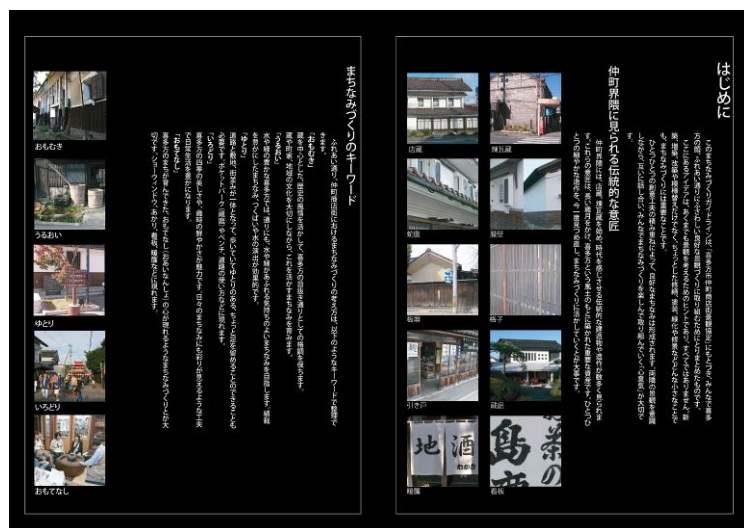
魅力的なまちづくりを進めていくため、地区単位で独自のまちづくりを行っている市内の事例を紹介します。

➤地区単位でまちづくりの方向性を決めた事例

仲町や小田付では、蔵を有する特徴を活かし、良好な景観づくりを行っていくために、それぞれの地区でまちづくりの方向性を決めています。

仲町では、『おもむき』『うるおい』『ゆとり』『いろどり』『おもてなし』をキーワードに、地区の皆で良好な景観づくりを楽しみながら取り組めるよう、建築物の意匠、緑化の推進、看板や灯りの使い方等のヒントをまとめています。

小田付では、歴史・文化を感じながら、誰もが歩いて楽しいおしゃれなまち並みを形成するため、建築物の意匠、看板や暖簾、水路の活用方法等を、『表通り』『裏通り』『点景（休憩場所や蔵庭など）』の場所ごとにまとめています。



【仲町のまちなみづくりガイドライン】



【小田付のガイドラインとガイドライン作成風景】

小田付地区では、国土交通省の『住まい・まちづくり担い手事業』を活用し、“会津北方小田付郷町衆会”が中心となり、地域住民と喜多方桐桜高校、大学の協働で様々な活動を行っています。

また、プログラムづくりの過程で、地元大工の指導のもと、地区の景観に不似合いなブロック塀を、醸造用樽の廃材を使用した板塀風に修景するなど、皆で体験しながらまちづくり活動を行っています。



- 22 -

喜多方市 景観色彩ガイドライン

平成24年4月発行（平成31年4月一部改正）

発 行

喜多方市

〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東 7244-2

編 集

建設部 都市整備課

喜多方市ホームページ

<http://www.city.kitakata.fukushima.jp/>
